

学校法人立教学院寄附行為

施行	昭和26年12月20日	変更	平成19年4月1日
変更	昭和34年5月13日		平成20年4月1日
	昭和34年7月1日		平成20年4月23日
	昭和38年11月18日		平成21年4月1日
	昭和47年1月13日		平成21年10月29日
	昭和51年6月1日		平成25年5月21日
	昭和52年7月15日		平成27年3月13日
	昭和53年5月17日		平成28年6月3日
	昭和62年12月23日		2016年11月28日
	平成3年7月2日		2017年1月25日
	平成5年8月18日		2017年11月20日
	平成7年4月12日		2018年4月1日
	平成7年12月22日		2019年6月11日
	平成9年12月19日		2020年3月13日
	平成10年6月22日		2020年3月27日
	平成12年3月31日		2021年5月25日
	平成13年8月1日		2021年8月16日
	平成13年10月30日		2022年8月31日
	平成13年12月20日		2022年12月5日
	平成15年11月27日		2024年3月15日
	平成18年3月10日		2025年2月17日
	平成18年4月1日		2026年3月10日
	平成18年5月26日		

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条―第6条）
- 第3章 機関の設置（第7条・第8条）
- 第4章 理事会及び理事
 - 第1節 理事の選任及び解任等（第9条―第13条）
 - 第2節 理事会及び理事の職務等（第14条―第19条）
 - 第3節 理事会の運営（第20条―第26条）
- 第5章 監事
 - 第1節 監事の選任及び解任等（第27条―第32条）
 - 第2節 監事の職務等（第33条―第36条）
- 第6章 評議員会及び評議員
 - 第1節 評議員の選任及び解任等（第37条―第40条）
 - 第2節 評議員会及び評議員の職務等（第41条―第44条）
 - 第3節 評議員会の運営（第45条―第55条）
- 第7章 理事会と評議員会の協議（第56条）
- 第8章 チャプレン、院長及び各設置学校の長（第57条―第64条）
- 第9章 会計監査人
 - 第1節 会計監査人の選任及び解任等（第65条―第69条）
 - 第2節 会計監査人の職務等（第70条）
- 第10章 予算及び事業計画等（第71条―第75条）
- 第11章 資産及び会計（第76条―第84条）
- 第12章 寄附行為の変更（第85条）
- 第13章 解散及び合併（第86条―第88条）
- 第14章 補則（第89条―第91条）

附 則

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人立教学院と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都豊島区西池袋3丁目34番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に従って学校を設置し、キリスト教に基づく教育を施すことを目的とする。

(チャペル)

第 4 条 この法人にチャペルを置く。

(学校)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる学校（第16条第2項第3号、第37条第1項第3号、第60条、第64条第2項、第77条第2項及び第3項、第79条において「各設置学校」という。）を設置する。

(1) 立教大学

大学院文学研究科 同経済学研究科 同理学研究科 同社会学研究科 同法学研究科 同観光学研究科 同コミュニティ福祉学研究科 同ビジネスデザイン研究科 同社会デザイン研究科 同異文化コミュニケーション研究科 同経営学研究科 同現代心理学研究科 同キリスト教学研究科 同人工知能科学研究科 同スポーツウエルネス学研究科

文学部 キリスト教学科 史学科 教育学科 文学科

経済学部 経済学科 会計ファイナンス学科 経済政策学科

理学部 数学科 物理学科 化学科 生命理学科

社会学部 社会学科 現代文化学科 メディア社会学科

法学部 法学科 国際ビジネス法学科 政治学科

観光学部 観光学科 交流文化学科

コミュニティ福祉学部 福祉学科 コミュニティ政策学科 スポーツウエルネス学科

経営学部 経営学科 国際経営学科

現代心理学部 心理学科 映像身体学科

異文化コミュニケーション学部 異文化コミュニケーション学科

スポーツウエルネス学部 スポーツウエルネス学科

環境学部 環境学科

(2) 立教新座高等学校 全日制課程 普通科

(3) 立教池袋高等学校 全日制課程 普通科

(4) 立教新座中学校

(5) 立教池袋中学校

(6) 立教小学校

(収益事業)

第 6 条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次の各号に掲げる収益事業を行う。

(1) 不動産賃貸業・管理業

(2) 卸売業、小売業

(3) サービス業

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第 7 条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 13人以上15人以内
 - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 この法人に、評議員20人を置く。
 - 3 この法人に、会計監査人1人を置く。

(理事選任機関)

第 8 条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

- (1) 学校担当理事選任委員会
 - (2) 一般理事選任委員会
- 2 理事選任機関の構成員及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者及び員数とする。
 - (1) 学校担当理事選任委員会
 - イ 理事長(代表業務執行理事を置く場合は、代表業務執行理事。次号及び第6項、第9条第3項、第16条第1項第2号、第17条第4項及び第5項、第18条、第19条、第20条第3項及び第4項、第21条第1項、第25条第2項第1号、第33条第1項第5号、第44条、第46条第1項から第3項まで、第55条、第56条第1項、第68条第5項、第72条、第74条第3項並びに第82条第1項及び第2項において同じ。) 1人
 - ロ 院長 1人
 - ハ 理事のうち、第10条第3項の資格を満たす者又は同条第4項の規定により、同条第3項の資格を満たす者と同じとみなす者 1人
 - (2) 一般理事選任委員会
 - イ 理事長 1人
 - ロ 立教大学総長(以下「大学総長」という。) 1人
 - ハ 理事のうち、第10条第3項の資格を満たす者又は同条第4項の規定により同条第3項の資格を満たす者と同じとみなす者 1人
 - ニ 第37条第1項第1号の評議員(聖公会の聖職又は信徒である者に限る。) 1人
 - ホ 第37条第1項第3号の評議員 1人
 - 3 前項第1号ロ又は第2号ロ(同項第1号ロ又は第2号ロに掲げる者の事故その他の理由により、それぞれに代わるべき地位にある者を選定する必要がある場合に限る。以下この項において同じ。)、同項第1号ハ及び第2号ハ並びに同号ニ及びホに掲げる構成員の選定は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。
 - (1) 前項第1号ロ又は第2号ロ 理事会の決議
 - (2) 前項第1号ハ及び同項第2号ハ 理事会の決議
 - (3) 前項第2号ニ及びホ 対象となる評議員の互選
 - 4 第2項各号に掲げる構成員(以下この条においてこれらを併せて単に「構成員」という。)の任期は、選任理由となった理事若しくは評議員の任期又は同項各号に掲げる職位にある期間と同一とする。
 - 5 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。
 - 6 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
 - 7 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
 - 8 理事選任機関の決議は、第1項に掲げる理事選任機関それぞれの構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(第5項に規定する者をいう。以下同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
 - 10 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、学校法人立教学院寄附行為細則(以下「寄附行為細則」という。)で定める。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第 9 条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学校担当理事選任委員会において選任した者 4人
 - (2) 一般理事選任委員会において選任した者 9人以上11人以内
- 2 一般理事選任委員会は、理事の数が前項第2号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、法令及び寄附行為細則で定めるところにより、補欠の理事を選任することができる。
- 3 理事長は、第1項第2号に定める理事の数が同号に定める員数の上限に達していない場合、理事会の決議を経て、寄附行為細則に定める事項を示して、一般理事選任委員会に理事の選任を求めることができる。
- 4 理事の選任に当たっては、次条及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の資格及び構成)

第10条 全ての理事は、第3条の目的を支持する者でなくてはならない。

- 2 前条第1項第2号の理事のうち、2人は聖公会の聖職又は信徒である者とする。ただし、1人は聖公会の聖職若しくは信徒又は聖公会の信仰、慣習及び職制を尊重するキリスト教の聖職若しくは信徒である者とすることができる。
- 3 前条第1項第2号の理事のうち、2人以上はその選任の際、現にこの法人の役員及び教職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者から選任する。
- 4 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際、現にこの法人の役員又は教職員でなかったときは、その再任の際現にこの法人の役員又は教職員でない者とみなす。
- 5 理事は、72歳を超えて就任することができない。ただし、前条第2項に基づき選任された補欠の理事が、欠員を補充するために理事となる場合においてはこの限りではない。
- 6 前項の年齢に係る基準日は、理事に就任する会計年度の6月末日とする。
- 7 前2項（第5項ただし書きを除く。以下この項において同じ。）の規定は、前条第2項に基づき選任される補欠の理事の選任において準用する。この場合において、前2項中「就任する」とあるのは「選任される」と読み替えるものとする。

(理事の任期)

第11条 理事の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、学校担当理事選任委員会が選任する理事は、この限りではない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第9条第3項に基づき選任する理事の任期は、当該理事の就任時点における理事長の任期の残任期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 4 理事は、再任されることができる。
- 5 前項の場合において、前条第5項（ただし書きを除く。）及び第6項を準用する。

(理事の解任及び退任)

第12条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、当該理事の解任を請求する訴えを提起することができる。
- 4 役員は、次の事由により退任する。
- (1) 任期の満了

- (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 学校長その他特定の地位又は職にあることを選任理由に含み選任された者がその地位又は職を退いたとき。
- 5 第1項及び前項の規定は、第8条第2項に規定する構成員が解任される場合及び退任する場合に準用する。

(理事に欠員を生じた場合の措置)

- 第13条 理事は、第7条第1項第1号に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。
- 2 理事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

- 第14条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

- 第15条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事会の職務)

- 第16条 理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務を決定すること。
 - (2) 理事長及び業務執行理事の業務の執行を監督すること。
 - (3) 法令の規定により理事会の決議を要する事項について決議すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この寄附行為の他の規定により理事会が行うこととされた職務
- 2 理事会は、この法人の業務に係る次の各号に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な資産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 院長及び各設置学校の長その他の重要な役割を担う教職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備
 - (6) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画（以下「中期事業計画」という。）の作成又は変更
 - (7) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
 - (8) 収益を目的とする事業に関する重要事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、この法人の業務に関する重要事項

(理事の職務)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
- 3 理事のうち、この法人の教職員は、理事長となることができない。ただし、特段の理由により理事全員が一致して選定する場合は、この限りでない。
- 4 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 5 業務執行理事は、理事（理事長を除く。）の中から、理事会の決議によって選定する。業務執行理事の職を解職するときも、同様とする。
- 6 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して各々その担当の業務を掌理する。
- 7 理事長は、理事会の意見を聴いて、業務執行理事のうちから、経営会議に参画する常務理事を選定する。常務理事の職を解職するときも、同様とする。
- 8 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当

該事実を監事に報告しなければならない。

- 9 理事長に事故があった場合に限り、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事会の決議によって理事（理事長を除く。）のうち1人を代表業務執行理事に選定することができる。代表業務執行理事を解職するときも、理事会の決議によるものとする。

（代表権のない理事）

第18条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第19条 理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 理事会の運営

（理事会の招集）

第20条 理事長は、理事会を招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。ただし、代表業務執行理事を置く場合は、代表業務執行理事が招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（理事会の運営）

第21条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第4項及び第33条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（理事会の決議等）

第22条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) この寄附行為の変更
- (2) 予算及び事業計画並びに中期事業計画の作成又は変更
- (3) 基本財産の処分
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 残余財産の帰属者の決定
- (6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (2) この法人の合併
- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 5 理事会への報告は、理事総数の過半数が出席する理事会において行う。

(業務の決定の委任)

第23条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会の議事録)

第24条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2 議事録には、議長、出席した理事のうちから当該理事会で定めた2人以上の署名理事及び監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第52条第2項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から10年間、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(経営会議)

第25条 この法人に、経営会議を置く。
2 経営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
(1) 理事長
(2) 常務理事
3 経営会議は、理事会からの諮問事項への回答その他の寄附行為細則で定める職務を行う。
4 議事録その他経営会議の運営に関し必要な事項は、寄附行為細則で定める。

(競業及び利益相反取引制限)

第26条 理事は、次の各号に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
(2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2 民法(明治29年法律第89号)第108条の規定は、前項の承認を受けた同項第2号の取引については、適用しない。
3 第1項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を、理事会に報告しなければならない。

第5章 監事

第1節 監事の選任及び解任等

(監事の選任)

第27条 監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 評議員会は、監事の総数が2人を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。
3 監事(補欠の監事を含む。)の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとし、次条並びに私立学校法第31条第3項、第6項及び第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。
4 前各項に定めるもののほか、監事の選任に関し必要な事項は、寄附行為細則で定める。

(監事の資格)

第28条 監事は、第3条の目的を支持する者でなければならない。

(監事の任期)

第29条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
2 監事は、再任されることができる。ただし、連続して選任する場合は2回(特段の理由がある場合は3回とする。なお、前項ただし書に定めるものに選任された場合は、回数に含めない。)までとする。

(監事の解任及び退任)

第30条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる。
- 3 監事は、次の事由により退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第31条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第32条 監事は、第7条第1項第2号に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の1を超える者が欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 監事の職務等

(監事の職務)

第33条 監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の職務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(常勤監事の選定及び解職)

第34条 監事のうち1人は常勤とし、評議員会の決議により選定する。常勤監事を解職するときも、

同様とする。

(調査権限等)

第35条 監事は、いつでも、理事及び教職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第36条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第37条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 聖公会の聖職又は信徒（この法人の教職員である者を除く。）のうちから理事会が選任した者 2人

(2) この法人の専任教職員（雇用契約期間の定めのない者であって、無期労働契約を締結している兼任講師及び非常勤講師並びに派遣元に籍を置く出向受入者を除く。以下同じ。）のうち寄附行為細則の定めに基づき実施する選挙により選任した者 4人

(3) 各設置学校の卒業者（年齢25年以上の者に限り、この法人の教職員である者を除く。）のうち寄附行為細則の定めに基づき立教大学校友会、立教中高同窓会及び立教小学校同窓会が選任した者 6人

(4) その他理事会が適当と認めて選任した者 8人

2 前項第1号にかかわらず、同号の評議員のうち、1人は聖公会の信仰、慣習及び職制を尊重するキリスト教の聖職又は信徒とすることができる。

3 第1項第2号から第4号までに定める評議員のうち、1人は聖公会の聖職若しくは信徒又は聖公会の信仰、慣習及び職制を尊重するキリスト教の聖職若しくは信徒が含まなければならない。

4 この法人の教職員である評議員の数が、評議員総数の3分の1を超えてはならない。

5 当該評議員を選任したものは、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、それぞれ、補欠の評議員を選任することができる。

6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任その他評議員会の運営に関し必要な事項は、寄附行為細則において定める。

8 評議員の選任に当たっては、次条並びに私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の資格)

第38条 評議員は、第3条の目的を支持する者でなければならない。

2 評議員は、72歳を超えて就任することができない。ただし、前条第5項に基づき選任される補欠の評議員が、欠員を補充するために評議員となる場合においてはこの限りではない。

3 前項の年齢に係る基準日は、評議員に就任する会計年度の6月末日とする。

- 4 前2項(第2項ただし書きを除く。)の規定は、前条第5項に基づき選任される補欠の評議員の選任において準用する。この場合において、前項中「就任する」とあるのは「選任される」と読み替えるものとする。

(評議員の任期)

第39条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。ただし、連続して2回(前項ただし書に定める者に選任された場合を除く。)を超えて選任されることとなる者を除く。
- 3 前条第2項(ただし書きを除く。)及び同条第3項の規定は、前項の場合において準用する。

(評議員の解任及び退任)

第40条 評議員会は、評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの意見を聴いた上で、評議員総数の3分の2以上の多数による決議により、当該評議員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 評議員は、次の事由により退任する。
- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 特定の地位又は職にあることを選任理由に含み選任された者において、その地位又は職を退いたとき。
- 3 評議員に欠員を生じたときは、直ちに補欠を選任しなければならない。
- 4 評議員は、第7条第2項に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第41条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第42条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。
- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画並びに中期事業計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更
- (5) 収益を目的とする事業に関する重要事項
- (6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 3 理事会の次の各号に掲げる事項についての決定は、評議員会の決議がなければ効力を生じない。
- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) この法人の合併

(理事の行為の差止めの求め)

第43条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第36条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において同項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第44条 評議員会は、役員、評議員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、評議員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(評議員会の開催)

第45条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第46条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次の各号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第47条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第48条 第33条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第46条第4項各号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第49条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員会の運営)

第50条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(評議員会の決議等)

第51条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員、評議員及び会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員の一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

5 評議員会への諮問及び報告は、評議員総数の過半数が出席する評議員会において行う。

(評議員会の議事録)

第52条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長が指名する評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(評議員による寄附行為の閲覧等の請求)

第53条 評議員は、この法人の業務時間内は、いつでも、寄附行為等（寄附行為、理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿及びこれに関する資料並びに第83条第1項及び第2項の書類をいう。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる請求をすることができる。

(1) 寄附行為等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面（財産目録、役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類（第4号において「財産目録等」という。）を除く。）の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 寄附行為等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項（財産目録等に係るものを除く。）を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(評議員による議案の提出)

第54条 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、評議員会において、会議の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事に対し、評議員会の日から30日前までに、前項の規定により提出しようとする議案の要領を第46条第4項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

3 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合には、適用しない。

(役員の出席等)

第55条 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席する。

2 理事長、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

第56条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事

- 項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。
- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、同項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
 - 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 チャプレン、院長及び各設置学校の長

(チャプレン)

- 第57条 この法人に、チャプレン長及びチャプレンを置く。
- 2 チャプレン長及びチャプレンは、理事会が選任する。
 - 3 チャプレン長及びチャプレンの任期は、3年とする。
 - 4 チャプレン長及びチャプレンは、再任されることができる。

(院長)

- 第58条 この法人に、院長を置く。

(院長の選任及び資格)

- 第59条 院長は、聖公会の聖職又は信徒である者とする。

(院長の業務)

- 第60条 院長は、この法人及び各設置学校相互間の教育に関する事項を統括し、第64条に定める一貫連携教育会議を主宰する。

(大学総長の選任及び資格)

- 第61条 理事会は、大学総長の選任に当たっては、学院本部及び立教大学の専任教職員の選挙に基づき、これを行う。
- 2 大学総長は、聖公会の聖職又は信徒である者とする。ただし、聖公会の信仰、慣習及び職制を尊重するキリスト教の聖職又は信徒をこれに加えることができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、大学総長の資格には、第3条の目的を支持する者を加えることができる。

(校長の選任及び資格)

- 第62条 理事会は、立教新座高等学校校長（以下「新座高校校長」という。）、立教池袋高等学校校長（以下「池袋高校校長」という。）及び立教小学校校長（以下「小学校校長」という。）の選任に当たっては、各校の教職員会議の意見を聴いた上で、これを行う。
- 2 新座高校校長は立教新座中学校校長を兼務し、池袋高校校長は立教池袋中学校校長を兼務する。
 - 3 第1項に規定する各学校長の資格は、聖公会の聖職又は信徒であるものとする。ただし、聖公会の信仰、慣習及び職制を尊重するキリスト教の聖職又は信徒をこれに加えることができる。
 - 4 前項の規定にかかわらず、同項に該当する者を選任することが困難であると理事会が認めた場合、第3条の目的を支持する者を加えることができる。

(院長、大学総長及び校長の任期)

- 第63条 院長及び各設置学校の長の任期は、4年とする。
- 2 院長及び各設置学校の長は、再任されることができる。

(一貫連携教育会議)

- 第64条 この法人に、一貫連携教育会議を置く。
- 2 一貫連携教育会議は、この法人及び各設置学校相互間の教育に関する事項の協議その他の寄附行為細則で定める職務を行う。
 - 3 構成員、議事録その他一貫連携教育会議の運営に関し必要な事項は、寄附行為細則で定める。

第9章 会計監査人

第1節 会計監査人の選任及び解任等

(会計監査人の選任)

- 第65条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第66条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第67条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合において、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第68条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第69条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

第70条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次の各号に掲げる請求をし、又は理事及び教職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつてこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第10章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第71条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び事業計画並びに中期事業計画)

第72条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しな

なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会が別に定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。また、これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第73条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(理事会による責任の免除)

第74条 役員又は会計監査人の責めに帰すべき事由により生じた損害について、当該役員又は会計監査人がこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、監事全員の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定に基づいて役員又は会計監査人の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は1か月を下ることができない。
- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第75条 この法人は、理事(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の教職員である理事を除く。)、監事又は会計監査人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)の責めに帰すべき事由によりこの法人に損害を与えた場合の賠償責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第11章 資産及び会計

(資産)

第76条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第77条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、各設置学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、各設置学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第78条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(経費)

第79条 各設置学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産（基本金に対応した不動産及び積立金を除く。）をもって充てる。

（会計）

第80条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第81条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、評議員会に諮問し、理事会の決議を経なければならない。借入金（収支予算をもって定めるものを除く。）についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第82条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

（財産目録等の備置き及び閲覧等）

第83条 この法人は、毎会計年度終了後3か月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し、又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ、又は交付をすることができる。

（資産総額の変更登記）

第84条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

第12章 寄附行為の変更

第85条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第13章 解散及び合併

（解散）

第86条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定

- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第87条 この法人を解散した場合（前条第1項第3号又は第4号によって解散した場合を除く。）には、その残余財産は、この法人と同一の目的をもつ日本聖公会関係の学校法人に寄附する。

(合併)

第88条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第14章 補則

(情報の公表)

第89条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第90条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(細則その他)

第91条 この寄附行為に規定するものを除くほか、この寄附行為の施行に関し必要な事項は、寄附行為細則に定める。

附 則（収益事業新設）

本寄附行為は、昭和26年12月20日より施行する。

附 則（評議員増員）

この寄附行為は、昭和34年5月13日から施行する。

附 則（理事、評議員増員その他）

この寄附行為は、昭和34年7月1日から施行する。

附 則（収益事業）

この寄附行為は、昭和38年11月18日から施行する。

附 則（院長及び学校の長の資格）

この寄附行為は、昭和47年1月13日から施行する。

附 則（設置する学校）

この寄附行為は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、昭和52年7月15日から施行する。

附 則（収益事業）

この寄附行為は、昭和52年7月15日から施行する。

附 則（役員の改選、評議員の改選）

この寄附行為は、昭和53年5月17日から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、昭和62年12月23日から施行する。

附 則（理事及び評議員の定数、監事の選任手続）

この寄附行為は、平成3年7月2日から施行する。

附 則（学校長の任期）

- 1 この寄附行為は、平成5年8月18日から施行する。
- 2 前項の施行日において、すでに校長の職位にある立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長の任期は、その施行日から起算するものとする。
- 3 院長、立教大学総長、立教高等学校長、立教中学校長及び立教小学校長がその任期の途中で退任した場合、新たにその職位に就任した者の任期は、その就任の日から起算する。

附 則（一般教育部長の削除）

この寄附行為は、平成7年4月12日から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、平成7年12月22日から施行する。

附 則（学校、評議員及び資産の区分）

この寄附行為は、平成9年12月19日から施行する。

附 則（評議員、評議員の選任）

この寄附行為は、平成10年6月22日から施行する。

附 則（学校名、校長名等、収益を目的とする事業）

この寄附行為は、平成12年3月31日から施行する。ただし、学校名、校長名等の変更は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、平成13年10月30日から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、平成13年12月20日から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、平成15年11月27日から施行する。

附 則（管理運営制度及び財務情報の公開）

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月10日）から施行する。ただし、次項及び第3項に掲げる規定は、当該各項に規定するとおり適用又は施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる年度から適用する。
 - (1) 変更後の第44条及び第45条の規定は、平成16年度に係る事業の実績及び財産目録等から適用する。
 - (2) 変更後の第28条第1項第2号の規定は、平成17年度の事業計画から適用する。
- 3 変更後の第6条第1項第6号、第21条第1項及び第22条第1項第4号の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、平成18年5月26日から施行する。

附 則（理事会体制）

（施行期日）

- 1 平成19年1月30日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 変更寄附行為に基づく第1回の役員の日は、第7条第1項に規定する理事及び第20条第1項に規定する監事がすべて選任された日の翌日とする。
- 3 変更寄附行為に基づく理事会、常務理事会及び教学常務会の定数、組織及び運営に関する規定は、前項の全役員の日から適用し、同日をもって変更寄附行為に基づく理事会、常務理事会及び教学常務会が発足する。ただし、変更寄附行為第7条第1項第12号に掲げる理事を選任する会議は、前項の就任日の前であっても、変更寄附行為に基づく理事による会議として開催する。
- 4 施行日の前日において役員である者は、施行日以後も変更前寄附行為の役員の定数、組織及び運営に関する規定に基づく役員として職務を行い、変更前寄附行為第7条及び変更寄附行為第9条の任期に関する規定にかかわらず、第2項に規定する役員就任日の前日をもって退任する。
- 5 変更寄附行為に基づく第1回の評議員の日は、第1項に規定する施行日とし、同日をもって変更寄附行為に基づく評議員会が発足する。
- 6 施行日の前日において評議員である者は、変更前寄附行為第23条及び変更寄附行為第27条の任期に

関する規定にかかわらず、施行日の前日をもって退任する。

附 則（学校）

（施行期日）

- 1 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

（立教大学法学部国際・比較法学科の存続に関する経過措置）

- 2 立教大学法学部国際・比較法学科は、変更後の寄附行為第3条の規定に関わらず平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（学校）

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（評議員、総長の選任）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可した日（平成20年4月23日）から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（収益事業）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可した日（平成21年10月29日）から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、平成25年5月21日から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、平成27年3月13日から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、平成28年6月3日から施行する。

附 則（理事、評議員会、寄附行為の変更）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2016年11月28日）から施行する。

附 則（理事、収益事業）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2017年1月25日）から施行する。

附 則（総長の選任）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2017年11月20日）から施行する。

附 則（教職員理事の選任、退任）

2018年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2018年4月1日から施行する。

附 則（理事の資格）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2019年6月11日）から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、2020年4月1日から施行する。

附 則（役員の職務・責任、情報の公表）

- 1 2020年3月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。
- 2 第21条第1項第4号の規定は、2019年4月1日以降に始まる会計年度に係る監査報告書について適用し、同日前に始まる会計年度に係る監査報告書については、なお従前の例による。
- 3 第24条から第24条の7までの規定は、この寄附行為の施行の際に現に在任するこの法人の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。
- 4 第49条の規定は、2019年4月1日以降に始まる会計年度に係る同条第2項に規定する財産目録等について適用し、同日前に始まる会計年度に係るこの寄附行為の施行前の寄附行為第49条第2項に規定する財産目録等については、なお従前の例による。

附 則（学校）

この寄附行為は、2021年5月25日から施行する。

附 則（理事、常務理事会体制）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2021年8月16日）から施行する。

附 則（学校）

2022年8月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2023年4月1日から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、2023年4月1日から施行する。

附 則（学校）

この寄附行為は、2024年4月1日から施行する。

附 則（私立学校法改正による変更）

- 1 2025年2月17日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項及び第3項の規定 文部科学大臣認可の日
 - (2) 前号以外の規定 2025年4月1日
- 2 次の各号に掲げる職又は地位に在任する者(2025年3月31日をもって任期満了により退任する者に限る。)の後任として、理事会が認めた者については、この寄附行為の変更前の寄附行為(以下「変更前寄附行為」という。)第6条第1項第1号及び第7条第1項並びに第26条第1項及び第27条第1項の規定にかかわらず、2025年3月31日に理事及び評議員(ただし、第4号に掲げる者は理事に限る。)となる。
 - (1) 大学総長
 - (2) 新座高校長
 - (3) 小学校長
 - (4) 立教学院校友連合会会長
- 3 前項第1号に掲げる者の後任として理事会が認める者により推薦され、変更前寄附行為第7条第1項第9号に相当する者として理事会が認めた者については、変更前寄附行為第6条第1項第1号及び第7条第1項の規定にかかわらず、2025年3月31日に理事となる。
- 4 第1項第2号に定める施行日に、現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、2025年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。
- 5 この寄附行為の施行後最初に選任する理事選任機関の構成員(第8条第2項第2号に掲げる者に限る。)は、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。
 - (1) 第8条第2項第2号ニ 変更前寄附行為第27条第1項第3号に定める評議員のうちから理事会が選任する者
 - (2) 第8条第2項第2号ホ 変更前寄附行為第27条第1項第5号に定める評議員の互選により選任する者
- 6 第1項第2号に定める施行日に、現に在任する役員又は評議員については、その対象となる役員又は評議員の同意を得て、その任期を2025年度の定時評議員会終結の時までとする。
- 7 監事及び評議員の選任回数は、附則第1項第2号に掲げる施行日以降最初に開催する定時評議員会終結後の選任をもって1回目の選任とする。
- 8 第45条の規定にかかわらず、2025年度の定時評議員会は、5月に開催することとする。

附 則 (学校)

この寄附行為は、2026年4月1日から施行する。